

平成 30 年 9 月 6 日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目 10 番 1 号
スバル興業株式会社
取締役社長 永田泉治

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 9 月 6 日開催の当会社取締役会決議により、第 105 期（平成 30 年 2 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日まで）の中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりますのでご通知申し上げます。 敬 具

記

当会社定款第 42 条の規定に基づき、平成 30 年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主ならびに登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中 間 配 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 1 株につき金 50 円 00 銭
2. 効力発生日および支払開始日 ・ ・ ・ ・ ・ 平成 30 年 10 月 15 日

以 上

中間配当金のお支払いについて

上記決議に基づき、中間配当金領収書（銀行口座振込ご指定の方には「中間配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」）は来る 10 月 12 日付にて、お届けのご住所宛にご送付申しあげる予定でございます。